

第10回口頭弁論が開かれ、当会会員やマスコミ関係者など多くの傍聴者が見守る中、長崎県立大学の藤澤教授が宣誓して、以下のような重要な証言を行いました。傍聴者が多く、法廷に入りきれなかったため、急遽法廷を変更しての10分遅れの開廷でした。

- ① 長崎県立大学における教員の勤務実態はシーボルト大学開設以来ずっと裁量労働制であり、時間管理による労働管理が行われたことはなかった。
- ② 労基署の行政指導中、自身が提出した勤務時間申請書を修正され、実態とは違う9時から5時50分の勤務が記載された申請書に判子を押すように要請された。
- ③ 大学発ベンチャーを創業した自分は久木野教授と同様な勤務実態であったが、自分は調査を受けることも懲戒処分を受けることも無かった。
- ④ 県立大学が久木野教授を懲戒処分したのは大学の判断ではなく長崎県議会の要請に応えざるを得なかったからだ、との百岳事務局長の説明を聞いた。
- ⑤ 大学の实態を証言した場合には、あなたについても久木野教授同様に調査委員会を設置して大学として対処する、との圧力を百岳事務局長より受けた。